

小出 I C 高速バス停留所駐車場排雪業務委託仕様書

1 概要

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和 4 年魚沼市告示第 159 号）に定めるもののほか本仕様書に従い実施するものとする。

2 履行場所

魚沼市 干溝 地内

3 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

小出 I C 高速バス停留所駐車場（以下「駐車場」という。）内の堆雪の排雪を行うものとする。

【駐車場排雪面積】

約 710 m²（別紙、図面のとおり）

【作業方法】

作業は、堆雪をバックホウ及び人力により掘削し、ダンプトラックへ積込み運搬して排雪する。

作業の安全確保と駐車場利用者や小出インターチェンジ付近の通行者の妨げにならないよう配慮し、必要な誘導員を配置する。

5 排雪機械の条件及び委託業務実施基準

(1) 排雪機械は次の規格以上のものを使用すること。

①バックホウ 0.8 m³ 排ガス 3 次基準

②ダンプトラック 10 t

(2) 排雪作業は、発注者が受注者に指示し作業日程を調整のうえ実施する。

(3) 高速バス利用者誘導を除く排雪・運搬の作業時間帯は日中とし、他の作業時間帯で行う場合でも単価は日中と同額とする。

6 排雪作業予定数量

作業種別	作業時間帯	排雪作業実施回			
		1 回目		2 回目	
		数量	単位	数量	単位
バックホウ (0.8 m ³) 排ガス 3 次基準	日中	16	時間	7	時間
ダンプトラック (10 t)	日中	80	時間	30	時間
作業員 (人力作業員)	日中	32	時間	28	時間
誘導員 (安全確保要員)	日中	40	時間	40	時間
高速バス利用者誘導員	日中	16	時間	16	時間
高速バス利用者誘導員	夜間、早朝	16	時間	16	時間

高速バス利用者誘導員	深夜	14	時間	14	時間
重機運搬（片道）	日中	4	回	2	回

- (1) 契約は、各機械等（オペレーション助手付き）の作業時間帯ごとの1時間当たりの単価契約とする。
- (2) 予定数量は、契約期間内においてその数量を保証するものではなく、実際の数量が増減した場合及び前記の規格以外の機械を使用した場合でも契約単価は変わらないものとする。ただし、大幅な変動が生じた場合は、発注者と受注者協議のうえ、決定することができる。
- (3) 重機運搬（片道）は、バックホウの保管場所と履行場所の間を1回につき片道1台運ぶ想定であるため、排雪作業に使用する重機の台数は事前に甲と協議すること。
- (4) 時間帯区分

区 分	時 間 帯
日 中	8:00～17:00
夜間、早朝	17:00～22:00 、 5:00～8:00
深 夜	22:00～5:00

7 提出書類

- (1) 受注者は、契約後に次の事項が分かる書類を提出するものとする。
- ①緊急時の連絡方法及び連絡先
 - ②予定しているオペレーターの氏名及び保有する免許の種類
- (2) 受注者は、1か月ごとに作業報告書及び作業前・作業後の写真を提出すること。ただし、発注者の担当職員が必要でないと認めたときは、この限りでない。

8 安全管理

作業の安全管理については、すべて受注者の責任において行うものとし、事故を未然に防ぐよう徹底するものとする。

10 損 害

委託業務の実施について生じた損害は、すべて受注者の負担とする。

受注者は、委託業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、速やかにその旨を発注者に報告し、その損害を賠償しなければならない。

11 業務の中止

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託業務を中止することができる。この場合において、委託業務の中止により受注者が損害を受けたとしても、受注者は、発注者に対してその補償を請求することができないものとする。

- (1) 受注者の責めに帰する理由により委託業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) この仕様書に定める内容に違反したとき。

12 委託料

委託料は、作業時間帯ごとの1時間当たりの単価に排雪作業に要した発注者の確認した実稼働時間を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 実稼働時間

排雪機械が連続して排雪作業を行っている時間であり、作業中断時間は控除する。暖機運転は、一稼働当たり15分を実稼働時間に加えることができる。

(2) 計算単位

各時間帯区分のそれぞれ1か月の実稼働延べ時間に1時間未満の端数が生じた場合は、それぞれにおいてその端数が30分以上の時は1時間とし、30分未満の時は切り捨てるものとする。

13 委託料の支払い

排雪作業実施各回払いとし、各回の業務完了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

14 その他

この仕様書に定めなき事項又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者協議のうえ、決定するものとする。